

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁運発第123号
平成28年9月5日
警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習及び認知機能検査に関する通知の運用について

更新時の高齢者講習及び認知機能検査に関する通知については、「高齢者講習・認知機能検査に関する通知の運用について」(平成21年3月13日付け警察庁丁運発第25号)により運用しているところであるが、今般、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「改正法」という。)の施行に併せて高齢者講習の高度化・合理化が図られ、平成29年3月12日から施行されることとなったことから、当該高度化・合理化された高齢者講習(以下「新講習」という。)を適正に実施するため、更新時の高齢者講習及び認知機能検査の通知について、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 通知書の記載事項

通知書の記載事項は次のとおりとし、その記載に当たっては、高齢者にとって分かりやすいものとするよう配慮すること。また、通知を受けた者がいずれの高齢者講習を受講するのか明らかにすること。

(1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習に関する通知書

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条の4第3項第1号に明示された「免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前6月以内に講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所」のほか、「その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」として、講習所要時間、携行品(通知書、運転免許証(以下「免許証」という。))、筆記用具、講習手数料、その他講習に必要なもの、その他必要と判断される事項を記載すること。

(2) 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する高齢者講習及び認知機能検査に関する通知書

ア 高齢者講習に関する通知書

(1)の事項に加えて、高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて行われる旨、高齢者講習の前に認知機能検査を受ける必要がある旨、高齢者講習を受講する際は認知機能検査の結果が記載された通知書を持参しなければならない旨、その他必要と判断される事項を記載すること。

イ 認知機能検査に関する通知書

法第101条の4第3項第2号に明示された「免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならない旨」のほか、「その他当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」として、検査の概要、検査所要時間、携行品(認知機能検査に関する

通知書、免許証、検査手数料）、高齢者講習の前に認知機能検査を受ける必要がある旨、認知機能検査結果により高齢者講習の内容、所要時間及び手数料が異なる旨並びに各結果に応じた講習内容及び所要時間、手数料、その他必要と判断される事項を記載すること。

その他必要と判断される事項については、都道府県警察における高齢者講習の運用状況等によって、例えば、認知機能検査と高齢者講習は別日に受けることとなる旨等を記載すること。

なお、通知書における認知機能検査の呼称については、「認知機能検査」の呼称を用いることを原則とするが、これまで「講習予備検査」の呼称で運用していたことを踏まえ、「講習予備検査」と記載した運転者に交付をする資料等の在庫がなくなるまで、当該資料を使用しても差し支えない。

2 通知書の送付

通知書は、免許証の更新期間が満了する日の190日前を目途に受講対象者に普通郵便により送付すること。この場合、郵便はシール式はがきによるものとするが、封書により行うことも差し支えない。

なお、認知機能検査に関する通知書及び高齢者講習に関する通知書は、同一の通知書により送付して差し支えない。また、認知機能検査後に高齢者講習に関する通知書を送付する場合には、免許証の更新期間が満了する日の190日前を目途とするのではなく適切な時期に送付すること。

3 留意事項

- (1) 新講習は、免許証の更新期間が満了する日が改正法の施行日（平成29年3月12日）から起算して6月を経過した日（平成29年9月12日）以後の者について実施され、免許証の更新期間が満了する日が平成29年9月11日以前の者については、高度化・合理化される前の講習が実施されることとなるので、通知の事務を行うに当たって、誤りのないよう留意すること。

なお、免許証の更新期間が満了する日が平成29年9月11日以前の者に対する通知書については、1(2)イにかかわらず、認知機能検査の結果により講習の内容、時間及び手数料が異なる旨の記載は不要である。

- (2) 改正法の施行日（平成29年3月12日）以後に認知機能検査を受けた者で、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断されたものは、その者の違反状況を問わず、臨時適性検査を受検し、又は命令に従い診断書を提出すべきこととなることに留意すること（改正法による改正後の法第102条第2項）。

なお、高度化・合理化される前の高齢者講習の受講対象者と新講習の受講対象者を問わず、認知機能検査を施行日以後に受検する可能性のある者に対し、認知機能検査に関する通知書を送付するときは、1(2)イに加え、平成29年3月12日以後に認知機能検査を受検する場合には、上記のように、臨時適性検査制度が変更され、認知機能検査で認知症のおそれがあると判断された者はその違反状況を問わず医師の診断を要することとなる旨を、通知書の在庫等から困難な場合を除き通知書に記載すること。

また、認知機能検査の通知書にその旨を記載できない場合は、特にその旨を含めて改正法による改正後の認知機能検査制度の変更点について、特に75歳以上の運転者への施行前の周知に努めること。

- (3) 一部の県で既に行われているように、県下における認知機能検査の予約状況を集約の上、各通知対象者に適切な受検日時・場所を提案する内容の通知を行うことを始め、受検者の利便の向上等に配慮すること。